

## 令和6年度 第1回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

### 1 日 時

令和6年10月23日（水）午前10時から午前11時40分まで

### 2 場 所

葛飾区役所7階705会議室

### 3 出席者

#### (1) 委 員

宇田川博史委員、石川隆之委員、金子雄一郎委員（全員出席・順不同）

#### (2) 事務局

長谷川豊総務部長、疋田博之契約管財課長ほか契約管財課職員5名

### 4 開会及び報告

#### (1) 開会

事務局	出席委員は定足数を満たしているため、ただいまから令和6年度第1回葛飾区入札監視等委員会を開催する。
-----	---

#### (2) 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名

委員の互選により、委員長は宇田川委員に決定した。 委員長の指名により、委員長職務代理者は石川委員に決定した。
---

#### (2) 庶務報告

##### ア 傍聴人について

事務局より、傍聴人はいない旨報告した。
---------------------

##### イ 令和5年度第2回委員会議事概要の公表について

事務局より、令和5年度第2回委員会議事概要を調製し、区ホームページにて公表した旨報告した。
---

#### 【質 疑】

質疑なし
------

### 5 議 事

- (1) 令和5年度入札契約等執行状況（12月16日～3月31日分）及び令和6年度入札契約等執行状況（上半期・4月1日～8月31日分）について

事務局より、令和5年12月16日から令和6年3月31日までの入札及び契約手続、令和6年4月1日から同年8月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

**【質 疑】**

A委員	令和6年度の案件のうち、委託契約及び長期継続契約の委託契約の随意契約案件の金額が大きく、1件当たりで考えても高額な案件と思われるが、どのような理由が考えられるのか。
事務局	委託契約や長期継続契約の委託契約のうち、プロポーザル方式で事業者を決定した案件については、随意契約案件としてカウントしている。プロポーザル方式で事業者を決定する委託契約案件の中には金額が大きい案件もあり、こうした案件が合計金額を押し上げている。
A委員	プロポーザル方式を採用する案件は、競争入札を実施することができない理由があるのか。
事務局	専門的な業務や高度な技術力が必要とされる業務などは、プロポーザル方式を実施し、金額以外の部分で企画提案の内容を評価し、事業者を選定している。また、安定的に継続して履行してもらう必要がある案件については、長期継続契約として複数年の契約を締結している。
B委員	プロポーザル方式で事業者を決定する際、区が契約金額をあらかじめ設定した上で契約をしているのか。
事務局	プロポーザル方式を実施する際の募集要項において、契約金額の上限額を示している。事業者には、上限額の範囲内で契約希望金額を提示してもらっている。ただし、契約希望金額よりも提案内容を重視して事業者を決定している。
B委員	単価契約における随意契約案件はどういったものがあるのか。
事務局	単価契約の一部の案件については、見積競争を行った後、決定事業者と単価調整を行う必要があり、このような案件は随意契約案件として取り扱っている。例えば、年間を通じて維持管理対応が必要となる道路舗装やカーブミラーなどの交通安全施設、街路灯などの修繕契約が該当する。
B委員	随意契約ということで特定の事業者と契約しているのか。
事務局	区内をブロック分けして、複数の事業者と随意契約を締結している。対応可能事業者による見積競争を行った上で、見積価格が最も低い事業者と契約している。

(2) 指名停止措置の運用状況について

事務局より令和6年2月7日から令和6年10月22日までの間の16件の指名停止措置の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

質疑なし

(3) 入札参加除外措置の運用状況について

事務局より、令和6年2月9日以降に入札参加除外措置を適用した案件はなかった旨報告を行った。

【質 疑】

質疑なし

(4) 低入札価格調査制度の運用状況について

事務局より、令和6年2月9日以降に低入札価格調査制度を適用した事案3件の運用状況について報告を行った。

【質 疑】

C委員	1件目と2件目について、同じ事業者が調査対象となっている。工事期間も重複することから、調査に当たり特に重視した点はあるのか。
事務局	事業者とのヒアリングにおいて、2件の工事を確実に施工するための実施体制について確認している。当該事業者より、人員や重機の手配等について問題ないとの回答を得ている。
C委員	3件目について、下請価格を圧縮しているということはないか。
事務局	下請事業者への影響の有無については、低入札価格調査制度におけるポイントの一つと考えている。当該事業者からは、下請価格を圧縮するようなことはしていないとの回答を得ている。
C委員	下請事業者からの聞き取り調査は行うのか。
事務局	低入札価格調査制度においては、下請事業者からの聞き取り調査は行っていない。 なお、工事着手の際に、受注者からは下請届を提出してもらうことになるが、施工体制台帳で労務費を極端に削減していないか確認することは可能である。
B委員	アスベストの撤去費用について、1件目は区の積算に対して約7割の額、2件目は区の積算に対して約2割の額になってい

	<p>るとのことであるが、同様の工事内容及び同一事業者にもかかわらずここまで差があるのはなぜか。また、処分は適正に行われるのか。</p>
事務局	<p>アスベスト撤去は、これまで長年取引のある協力会社に施工を依頼するため、これまでの取引価格と差はなく、価格を圧縮するようなことはしていないとのことであった。また、2件目については、自社の作業員がアスベスト撤去を施工することが可能であることから、費用を低く抑えることができるとのことであった。また、当然ではあるが、法律に基づき適正に処分することを確認している。</p>
B委員	<p>低入札価格調査制度に該当した案件は、工事成績が悪くなるといった傾向はあるのか。</p>
事務局	<p>低入札価格調査制度に該当した案件が特に工事成績が悪いといった傾向はない。</p>

(5) 抽出審議

<p>令和5年12月16日から令和6年3月31日までの間の入札及び契約手続のうち、委託1件（随意契約）、主管部課契約1件の2件、令和6年4月1日から同年8月31日までの間の入札及び契約手続のうち、物品1件（制限付き一般競争入札）、委託2件（随意契約、指名競争入札）、単価契約1件（指名競争入札）、主管部課契約1件の5件、合計7件について事務局より入札経過等の説明を行った。</p> <p>なお、今回の審議案件の抽出は、石川委員が行った。</p>
--

- ア 令和5年度入札契約等執行状況抽出審議案件（12月16日～3月31日分）  
**No.2706：葛飾区令和5年住民税均等割非課税世帯重点支援給付金窓口受付等業務委託（随意契約）**

**【質 疑】**

C委員	<p>この案件は、緊急随意契約による契約となっているが、この場合の緊急とは何か。</p>
事務局	<p>本件については、物価高騰を受け、対象世帯に給付金を支給するという事業の性質上、速やかに契約を締結し、事業を開始する必要がある。競争入札を実施することで事業開始が遅れるため、緊急随意契約として速やかに契約を締結したものである。</p>

C委員	履行期間が約半年間にわたる案件であっても、緊急性が高いといえるのか。
事務局	履行期間の長さではなく、給付金支給を早期に開始するため、速やかに契約を締結する必要があったことから緊急随意契約としたものである。契約の相手方については、本給付金の前に実施していた電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金窓口受付等業務委託を受注していた事業者を選定することで速やかな給付金の支給開始ができるため、引き続き履行していただくこととした。
C委員	給付金の支給対象となる住民税均等割非課税世帯を区は把握していると思うが、区の情報をもとに支給事務を行うのであれば、この事業者しか本業務を履行できないということはないと思われる。
事務局	当該受注者は、この案件の開始前から給付金窓口受付等業務委託を受注しており、既にコールセンターにかかる人員の配置や支給事務を管理するシステムの構築などが出来上がっている。こうしたことを踏まえ、当該事業者と契約することで給付金の支給を速やかに開始することができるため随意契約としたものである。
C委員	仮に当該事業者が履行できないとなった場合、代わりに履行できる事業者はいるのか。
事務局	本給付金の支給は全国的に実施されているものであり、他自治体においても、給付金窓口受付等業務委託を発注している。当該事業者に万が一事故等があった場合には、受注可能事業者を探すことは可能と考えている。
A委員	給付金支給対象者の個人情報管理はどうなっているのか。
事務局	本案件に限らず、個人情報を取り扱う業務委託契約については、契約書で個人情報の取扱いを定め、秘密の保持や情報漏洩の防止など、適正な管理を求めている。
B委員	随意契約の金額について、区が予定価格を定めて、履行完了後に清算するのか。
事務局	予定価格は、主管課が事業者から提示を受けた見積額となっている。随意契約の締結に当たっては、金額の妥当性と随意契約を締結する理由の審査を行い、金額を含め随意契約を締結することが妥当であると判断できた場合に契約を締結する。よって、契約金額は、事業者が提示した見積額となる。

B委員	事業者が提示した見積額を予定価格として設定するに当たり、内訳のチェックはしているのか。
事務局	内訳を確認し、金額の妥当性を判断している。

**No.57847 : 同和対策相談業務委託**

**(特命随意契約)**

**【質 疑】**

C委員	葛飾区ではどのような同和対策が行われているのか。
事務局	差別落書きなどの事案が起きており、差別事案解消に向けた対策に取り組んでいく必要がある。
C委員	業務の性質上、個人情報の管理が非常に重要なものと考えられるが、どのように相談を受けているのか。
事務局	電話や面談により、相談員が相談を受けている。秘密の保持や情報漏洩の防止など、個人情報の適正な管理については契約書に規定している。
A委員	契約事務の委任について、この案件は特命随意契約として主管部課契約となっているが、ほかの随意契約との区別の違いは何か。
事務局	主管部課契約の特命随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものが対象となる。ただし、債務負担行為に基づく契約や長期継続契約、工事請負契約などは、特命随意契約であっても主管部課に契約事務が委任されないため、契約管財課にて契約を行っている。

イ 令和6年度入札契約等執行状況抽出審議案件（上半期・4月1日～8月31日分）

**No.4552 : 葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れ**

**(制限付き一般競争入札)**

**【質 疑】**

C委員	予定価格に対し、非常に低い価格での落札となっているが、何か理由はあるのか。
事務局	予定価格を設定する際は、複数者から見積書を徴取し参考に行っている。こうして設定した予定価格と落札価格に大きな差が生じた。これまで行ったカーテンの買入れに係る競争入札においても同様の傾向が見られた。

C委員	ここまで予定価格と落札価格の金額差が大きいと、見積価格の提示が不誠実であると感じる。
事務局	予定価格よりも大幅に安い金額での落札となり、その金額できちんと履行できるのかが心配である。しかし、仕様書で規格や材質などを定めており、仕様内容に合致したものでなければ納品検査で不合格となる。
B委員	私も不誠実であると感じる。予定価格の設定に当たり、見積価格の妥当性は確認しないのか。
事務局	見積書は複数者から徴取しており、見積価格に大きな差はなかった。入札結果を見ると、落札業者以外の入札価格も予定価格より大幅に低い金額となっている。学校改築事業に伴い、今後もカーテンの買入れは行っていくことから、予定価格の設定については今後の検討課題と考えている。
B委員	例えば工事契約などは予定価格の積算をシビアに行っていることを踏まえると、カーテンの買入れに係る予定価格の設定に当たっては、見積価格の精査が必要と思われる。
事務局	これまでのカーテンの買入れに係る入札の落札率などを踏まえ、予定価格の設定方法を考えていく。

NO. 573 : 情報システム支援業務委託（債務負担行為）  
（随意契約）

【質 疑】

A委員	本業務の対象となるシステムとは、どのようなものがあるのか。
事務局	戸籍や税金、国民健康保険のシステムなど、区の業務で使用している様々なシステムを対象としている。区の情報システムは、国や都などとも連携しているため、不具合が発生しないよう、調達や構築、運用などに関する方法や価格について、専門家の助言や支援を仰ぐものとなっている。
C委員	本業務は、監査法人が受注できる内容の契約なのか。再委託している部分はあるのか。
事務局	業務の全部を再委託しているということはない。本契約は、プロポーザル方式により契約業者を決定した案件である。プロポーザルでは、実際に業務に携わる担当者に説明を求めており、業務の履行に当たっては主管課において実施体制を確認している。

B委員	プロポーザルでは、実施体制や個人情報の管理方法など、提案内容を総合的に評価し、事業者を決定しているということか。
事務局	そのとおりである。

No. 4307：葛飾区定額減税調整給付金窓口受付等業務委託

【質 疑】

C委員	予定価格と落札価格の金額差が大きいですが、4者が入札を辞退していることと関係があるのか。
事務局	入札辞退の理由は、主に、実施体制の構築を含め、業務を履行することができないとのことであった。指名競争入札の場合、入札参加希望を募ったものではないため、指名した事業者の業務体制や受注状況などによって、このような辞退理由となることが多い。
C委員	落札者の入札価格とほかの入札者の入札価格に大きな差があるが、何か理由があるのか。
事務局	同種の業務を受注した実績のある業者はノウハウがあるため、実施体制の効率化を図ることができ、価格を低く抑えることができるものと考えられる。
C委員	ノウハウがないと入札に参加しにくいということか。
事務局	本案件に限らず、ノウハウがないと競争入札に指名しない、参加できないということはないが、ノウハウがあることで業務の効率化を図ることができ、コスト面で有利に働くことが考えられる。他自治体の同種業務であれば十分にノウハウがあるものと考えられる。指名競争入札の業者選定に当たっては、他自治体の受注実績なども参考にしながら、競争性が確保できるよう努めている。

No.2234：密集事業用地補償総合技術業務委託（単価契約）（債務負担行為）

【質 疑】

C委員	落札者の入札価格とほかの入札者の入札価格に大きな差があるが、何か理由はあるのか。
事務局	本件の落札事業者は、密集事業用地補償総合技術業務委託を数多く受注した実績があり、業務内容を熟知している。どの業務にどれくらいのコストが掛かるのかなど、ノウハウの蓄積があることがほかの事業者との入札価格に差が出る部分かと思わ



	れる。
A委員	収容する土地や建物の補償金算定業務について、受注者が価格の算定を行っているのか。
事務局	用対連基準に基づき区が算定を行い、不動産鑑定士など第三者で構成する財産価格審議会にて価格を確認してもらっている。その上で、土地・建物所有者との交渉を行っている。

No.1236：葛飾区新型コロナウイルスワクチン接種に伴う体制整備等委託  
(令和6年度分)

**【質 疑】**

C委員	新型コロナウイルス感染症が第5類に移行した状況において、移行前と比較して契約金額は妥当なものとなっているのか。
事務局	集団接種を実施していた時の契約金額と比較すると低くなっている。引き続きデータ管理業務が必要であり、本業務は継続案件となっている。
A委員	令和2年度から当該事業者の本業務を委託しているが、情報漏洩などの事故報告はないか。
事務局	新型コロナウイルス感染症関連の業務委託において、不正受給や談合などの問題が発生している自治体があるが、本区においては、情報漏洩をはじめ、重大な事故は起きていない。
B委員	特命随意契約で同一事業者と契約しているが、継続性が主な理由ということか。
事務局	本業務は、データの管理上、同一事業者に継続して履行してもらうことが必要であると考えている。
B委員	契約金額の決定に当たっては、見積価格を採用しているのか。
事務局	そのとおりである。

(6) 苦情申し立てへの対応状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。
------------------------

**【質 疑】**

質疑なし
------

(7) 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

事務局より、該当案件がない旨の報告を行った。
------------------------

**【質 疑】**

質疑なし
------

## (8) 葛飾区公共調達業務監理支援専門員による審査状況について

事務局より葛飾区公共調達業務監理支援専門員制度の概要及び審査状況について説明・報告を行った。 ※令和6年度（令和6年8月末現在） 29件
---

**【質 疑】**

C委員	仮設工及び交通誘導員を見直したとあるが、工期内で終わらないことが想定されるため、見直すこととしたのか。
事務局	工事内容に見合った重機の回送に掛かる費用の増額や、それに伴う安全確保に必要な交通誘導員の増員を行ったものである。
C委員	積算に当たって、必要数量を見込んでいなかったということか。
事務局	交通管理者と協議した結果を踏まえて積算をしているが、通行止めをする期間などの施工条件が変わったことなどが考えられる。

## (9) その他

委員長	以上で予定された議事はすべて終了したが、その他事項で何かご意見等はあるか。
委員長	特にないようなので、本日の入札監視等委員会を終了とする。